

令和4年度中小企業・地域活性化施策
に関する要望

令和4年11月

広島県商工会議所連合会

わが国経済は、少子高齢化の進展やそれに伴う人口減少により社会構造が変化していく中、世界的に進むデジタル化や脱炭素化への取り組みの加速が求められる等、大きな転換期に直面している。

地域経済を支え、地域の雇用の受け皿となっている中小企業・小規模事業者は、一昨年来の新型コロナウイルス感染拡大の長期化に加え、原油・原材料価格高騰により、未曾有の影響を受け続け、極めて厳しい経営状況にある。

このため、中小企業・小規模事業者がコロナ禍を克服し、再び事業活動を活性化させ、地域における事業と雇用の維持を果たしていくためには、感染拡大防止と社会経済活動の両立に加え、十分な支援策を迅速かつ継続して行うことが極めて重要である。

また、コロナ禍を機に、デジタル技術を活用した業務改革等や経営環境の変化に対応するための人への投資が急速に進められていることから、こうした取り組みを後押しする対策を講じる必要がある。

以上のような地域経済の窮状を踏まえ、中小企業・地域活性化を推進する政策の実現を求め、以下の事項について要望する。

〈要望事項〉

I. 物価高騰に伴うコスト負担増やコロナ禍克服への対応（2 P）

1. 物価高騰による事業者への影響を抑える取組推進
2. 円滑な価格転嫁に向けた取組推進
3. コロナ禍の影響を強く受けた中小企業等の事業継続への支援
4. 観光関連産業の経営基盤の再生・強化

II. ウィズ／アフターコロナの持続的成長・競争力強化に資する政策（4 P）

1. ビジネスモデルの変革支援
2. 中小企業のデジタル化による生産性向上支援
3. 経営環境の多様化・高度化に対応するための人への投資
4. 小規模事業者の挑戦への後押しの強化
5. 事業承継支援の推進、創業支援の強化
6. 2050年カーボンニュートラルに向けた支援強化

III. 中小企業の活動を支える事業環境整備（8 P）

1. 雇用・労働政策
2. 中小企業における健康経営の普及・促進

IV. 地方創生の再起動（8 P）

1. 民間起点による公民共創のまちづくりの推進
2. 県内幹線道路網の整備促進および交通ネットワークの維持・充実
3. 地方創生、地域資源活用

V. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しし、地域活性化を促す税制の実現（11 P）

1. 中小企業の設備投資等の挑戦支援
2. 中小企業のデジタル化支援
3. 中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援
4. 創業の促進
5. 消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応
6. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制への反対
7. 地方創生と内需拡大を後押しする税制

I. 物価高騰に伴うコスト負担増やコロナ禍克服への対応

1. 物価高騰による事業者への影響を抑える取組推進

重点要望項目

(1) ガソリン価格や電力料金等のエネルギー価格高騰による悪影響を緩和するための負担軽減策の実行

(2) 原材料や食料等の国産への展開を含めた安定供給支援や価格抑制対策

- ① サプライチェーンの強靱化・分散化、国内生産拠点の整備促進を通じた原材料の安定供給支援
- ② 農産物等の国際価格が高騰する中、国内事業者による販売価格の抑制に向けた生産コストの引下げ支援や食料自給率向上に向けた対応

2. 円滑な価格転嫁に向けた取組推進

重点要望項目

(1) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引適正化に資する「パートナーシップ構築宣言」のより一層の普及

- ① 宣言企業のさらなる増加に向けた官民あげた周知や働きかけの実施
- ② 宣言企業やその下請企業への取組状況調査の実施や評価結果の公表・周知
- ③ 優良な取組事例の収集・公表
- ④ 宣言企業へのインセンティブ付与（加点対象となる補助金や税制措置等の追加）
- ⑤ コーポレートガバナンス・コードでの以下の記載

「サプライチェーン全体の共存共栄や規模・系列等を超えた新たな連携等取引先と共存共栄の関係を築こうとする企業経営者は、『パートナーシップ構築宣言』を策定・公表するよう検討すべきである。」

(2) パートナーシップ構築宣言の実効性確保に向けた「転嫁円滑化施策パッケージ」、
「取引適正化に向けた5つの取組」の強力な実行

- ① 独占禁止法Q&A（Q20）に記載した「労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，その上昇分を取引価格に反映しないことが独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがある」ことの一層の周知
- ② 労務費・原材料費等の上昇分に係る価格転嫁を協議するための「価格交渉促進月間（3月、9月）」の継続的な実施とフォローアップ調査および下請振興法に基づく「指導・助言」の実施
- ③ 下請Gメンの増強やヒアリング等を通じたきめ細かな実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化、下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法の運用強化

3. コロナ禍の影響を強く受けた中小企業等の事業継続への支援

重点要望項目

(1) 事業者の実情に合わせた最大限の資金繰り支援

- ①政府系金融機関によるスーパー低利・無担保融資の推進、新型コロナ対策マル経の推進、状況によってはさらなる延長
- ②返済猶予等既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案する等、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応要請の継続、対応状況のモニタリングとして金融機関における貸付条件変更等の状況の公表の継続、二重債務の負担軽減
- ③日本政策金融公庫・商工中金による中堅・中小企業の財務基盤強化に資する資本性劣後ローンの推進
- ④赤字でも負担が生じる固定資産税等や、健保組合等保険者への財政支援を前提に社会保険料の減免等
- ⑤赤字や債務超過等の現下の財務状況や過去の借入金の条件変更等といった事象のみで判断することなく、事業者の実情や経営改善への取組等を反映し、最大限の配慮を行うことの要請の継続
- ⑥新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた積極的な新規融資の推進
 - ・既に融資を実施した事業者から再度の融資相談があった場合に、事業者の実情に応じた2回目以降の新規融資への柔軟な対応の要請
 - ・金融機関の新規融資を促進するための資金繰り支援策の継続
 - ・ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開（設備投資、事業転換等）を行う事業者に対する金融支援策の創設・継続
- ⑦各種補助金・助成金の採択事業者に対する概算先払いによる資金繰り支援の拡充

(2) 「中小企業活性化パッケージNEXT」の推進による収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援の強化

- ①「中小企業活性化パッケージNEXT」「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」「廃業における経営者保証に関するガイドラインの基本的考え方」の一層の周知・活用の促進
- ②中小企業活性化協議会の体制強化や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」における中小企業版私的整理手続きを担う第三者支援専門家の充実
- ③中小企業活性化パッケージNEXTを活用して収益力の改善や事業再生に向けた事業計画の策定を行う中小企業への補助金の継続
- ④事業再生を図る中小企業のチャレンジを支援する補助金の創設、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した民間による再生支援強化

4. 観光関連産業の経営基盤の再生・強化

(1) 国が全国一律で行う需要喚起策による機運醸成・売上確保支援

①国が行う需要喚起策の早期再開

- ・「全国旅行支援」を着実に実施するとともに、国が全国一律で行う需要喚起策である新たな「Go To Travel」等の早期再開による国内旅行に対する前向きな機運の醸成
- ・インバウンド需要の本格回復までの十分な事業実施期間の確保
- ・事業者の混乱を未然に防止するため、実施時期の早期の事前周知

(2) 観光関連事業者の事業継続に向けた支援

- #### **①事業者の実情に合わせた最大限の資金繰り支援（新型コロナ特別貸付、返済猶予、既往債務の条件変更等の柔軟な対応、新規融資、資本金劣後ローンの柔軟な運用、納税資金に係る融資等）**

(3) インバウンドの回復期を見据えた受入態勢の整備支援（地方空港の国際線受け入れの早期再開）

II. ウィズ／アフターコロナの持続的成長・競争力強化に資する政策

1. ビジネスモデルの変革支援

(1) ビジネスモデルの転換・生産性向上に向けた事業再構築補助金・生産性革命推進事業等の推進（事業再構築補助金、中小企業生産性革命推進事業、中小企業119専門家派遣事業の改善および専門家相談体制の整備）

①事業再構築補助金の推進

②中小企業生産性革命推進事業の推進

- ##### **③中小企業119 専門家派遣事業（旧ミラサゴ専門家派遣事業）の使い勝手の改善、事業者の身近な相談窓口（地域プラットフォーム等）での専門家相談体制の整備**

(2) オンライン販売・商談会等、非対面でも可能な販路開拓の推進（ECサイト、オンライン展示会・商談会等）

(3) 挑戦を後押しするための経営者保証解除に向けた対応

①経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた環境の整備

- ##### **②経営者保証コーディネーターの所掌範囲の拡大（事業承継・引継ぎ支援センターから中小企業活性化協議会に所属を変更し、所掌範囲を事業承継時に限らず全ての状況に拡大）**

2. 中小企業のデジタル化による生産性向上支援

重点要望項目

(1) IT導入補助金の継続、地域へのさらなる普及強化、積極的な導入事例の横展開

- ①クラウドサービス導入への加点措置の継続
- ②賃上げ要件の緩和
- ③通常枠（A・B類型）のさらなる補助率引き上げ
- ④導入後のフォローアップの充実（補助対象ツール導入の中小・小規模企業に対する、IT導入支援事業者による十分なフォローアップを担保する仕組みの検討）
- ⑤インボイス対応支援のためのデジタル化基盤導入枠、およびセキュリティ対策推進枠の継続・拡大
- ⑥業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣費用の対象化

(2) デジタル化による経営課題解決や生産性向上を促しデジタル実装まで伴走支援できる体制の強化・拡充

- ①経営指導員等が支援先の経営課題等を把握・整理の上、デジタル化による課題解決策を提示し、さらにデジタル専門人材につなぐための前捌きに対応（一次対応）できるよう、基本的な知識・スキルを向上するための研修コンテンツの充実
- ②「デジタル化診断ツール」の活用促進により自社の現状を把握し、経営指導員等が診断後に適切なデジタル化支援へとつなげられるよう診断項目の拡充・検討、および診断後のIT専門家への連携体制等の業務フローの確立

(3) サイバーセキュリティ対策への支援拡充

- ①サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策を強化するため、中小企業への実態調査結果を踏まえ、自社サーバの異常監視やサイバー攻撃を受けた際の初動対応支援、被害を受けた場合の簡易なサイバー保険等、中小企業等への必要な対策をワンパッケージにまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の強力な普及・導入推進
- ②「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の導入や「SECURITY ACTION」の宣言等を申請要件や加点措置の対象とする補助金等支援制度のさらなる拡充
- ③IT導入補助金のセキュリティ対策推進枠の継続と補助率引き上げ

3. 経営環境の多様化・高度化に対応するための人への投資

重点要望項目

(1) 中小企業・小規模事業者の経営者および従業員のリスキリングの推進

- ①デジタル化の加速等、経営環境の変化に対応する上で必要な情報・知識を習得するための支援強化

(2) 商工会議所の経営指導員や支援機関等が、IT活用・デジタル化等、多様化・高度化する経営相談・経営支援に対応する上で必要な知識習得のための補助・予算措置

4. 小規模事業者の挑戦への後押しの強化

重点要望項目

(1) 小規模事業者支援推進事業（伴走型補助金等）の継続・拡充

- ①経営発達支援計画の実行等に向けた「伴走型補助金（伴走型小規模事業者支援推進事業）」の継続・拡充
- ②小規模事業者の「デジタル化」に資する取り組みや「経営力再構築伴走支援」に向けた取り組みの補助対象事業範囲の拡大
- ③若手経営指導員等の育成に資する「スーパーバイザー事業（小規模事業者経営力向上支援事業）」の維持・継続（IT支援力向上等に向けたOJT指導等の推進のため）
- ④経営発達支援事業の実施状況報告調査の調査項目・件数等の見直し（経営指導員等の事務負担軽減のため）

(2) マル経融資（小規模事業者経営改善資金）等の継続・拡充

- ①経営指導による小規模事業者の経営改善に寄与するマル経融資の積極的な活用の推進、予算枠の堅持
 - ②現在講じられている特例措置の延長・恒久化
 - ・融資金額：1,000万円→2,000万円
 - ・融資期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年
 - ・据置期間：運転資金6か月→1年、設備資金6か月→2年
 - ③小規模事業者経営発達支援資金（経営発達資金）の一層の活用促進
 - ④創業1年未満の小規模事業者の対象化
 - ⑤デジタル化時代に適応したマル経融資手続きのオンライン化の検討
 - ⑥サービス業のうち、特に多重下請構造にあり正社員を中心に労働集約的な業種である情報サービス業等（※）について、2014年1月に拡大された娯楽・宿泊業と同様、小規模事業者の従業員要件を5人以下から、多重下請構造にある建設業や労働集約的な運輸業等と同様の20人以下へ拡大
- ※中小企業等経営強化法や経営承継円滑化法における情報処理サービス業等の中小企業者の範囲は、建設業や運輸業等と同様の基準に拡大済み。
- ⑦コロナ特貸等の制度終了後における事業者の借換等に対応するため、貸出条件（貸出期間等）の拡充

(3) 中小企業・小規模事業者の事業継続・再構築等を支援する商工会議所経営相談体制の強化（地方交付税の拡充等）

(4) 中小企業・小規模事業者の自己変革に資する「経営力再構築伴走支援」の推進

- ①中小企業支援の現場で同伴走支援に取り組む「経営力再構築伴走支援人材」の育成に向けた必要な予算の確保
- ②同伴走支援の担い手である商工会議所の経営指導員の資質向上のため、中小企業大学校における研修プログラムの拡充

(5) 商工会議所等の経営支援業務におけるDX推進

- ①中小企業支援プラットフォーム構築によるデータ連携の推進と、ビッグデータやAI技術を活用した経営支援サポートシステム（経営指導AI助言サービス等）の開発・整備、および同システムの運用に係る財政支援の確保

5. 事業承継支援の推進、創業支援の強化

(1) 事業承継に対する幅広い支援の推進

- ①事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充等、円滑な事業承継に向けた支援策の推進
- ②事業承継特別保証制度の活用による経営者保証を必要としない融資の推進
- ③2024年3月に特例承継計画の提出期限を迎える事業承継税制のさらなる活用促進に向けた周知・広報
- ④円滑な事業承継・引継ぎに向けた支援センターの拡充

(2) 創業に対する幅広い支援の強化

- ①創業時の信用保証付き融資での経営者保証の不要化（創業を阻害する要因を排除するために、信用保証付きでの創業融資の際には無保証で対応する体制の整備）
- ②創業希望者の創業実現に資する創業支援事業者補助金や創業スクール事業、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化
- ③廃業する事業者から経営資源を譲り受けることで初期費用を低く抑えられる創業の促進、後継者人材バンクの拡充
- ④創業1年未満の小規模事業者の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の対象化

6. 2050年カーボンニュートラルに向けた支援強化

重点要望項目

(1) 成長が期待されるカーボンニュートラル関連技術の開発・実装および量産化によるコスト削減の取組加速に向けた支援の拡充・強化

- ①原油・LNG調達多重化・分散化、安全性を確保した原子力の活用等、カーボンニュートラル移行期におけるエネルギーの安定供給確保
- ②J-クレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進
- ③カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素化効果の高い設備への転換・導入等、グリーン対応補助金の新設・拡充

(2) 中小企業の温室効果ガス排出削減に向けた情報提供の強化と理解促進、専門家指導、簡便なツール提供、エネルギーマネジメントシステム導入等による排出量の把握・削減に対する支援の強化

- ①省エネと併せ経営改善・生産性向上につながる設備投資への補助、税制・資金調達上の優遇措置の実施、個別コンサルティング等の支援強化

- ②事業者による取り組みが広がるよう、効果的な省エネ等を取り入れた環境経営（エコアクション 21 等）の実施に対する支援、およびそうした取り組みを適切に評価する仕組みの構築
- ③中小企業の抱えるさまざまな経営課題を解決していきながら結果的に省エネの取り組みも同時達成できるよう、商工会議所等が実施する中小企業・小規模事業者に対する地球温暖化対策普及事業（セミナー開催等）への支援

Ⅲ. 中小企業の活動を支える事業環境整備

1. 雇用・労働政策

- (1) 雇用調整助成金の特例措置（とりわけ「業況特例」の助成内容）の延長、一般会計資金投入による雇用保険財政の安定化
- (2) 中小企業の生産性向上と人材確保につながる自己変革支援
 - ①企業による自発的な賃上げの促進に資する環境整備（取引適正化）
 - ②働き方改革推進支援センターの相談体制強化、働き方改革推進支援助成金の拡充等による働き方改革の推進
 - ③テレワーク、地方活性化に資する副業・兼業等、多様で柔軟な働き方の推進

2. 中小企業における健康経営の普及・促進

- (1) 専門家（健康経営アドバイザー）派遣支援、健康経営優良法人認定企業に対するインセンティブの拡充

Ⅳ. 地方創生の再起動

1. 民間起点による公民共創のまちづくりの推進

- (1) 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けたデジタル基盤の整備を通じたまちづくりの推進
 - ①交通空白地等における持続可能な地域交通の実現やスマートシティ化の加速に向けた、MaaSの社会実装モデルとなる実証実験プロジェクトの推進
 - ②商店街等のデジタルマーケティング等、地域商業のデジタル化に対する積極的な推進
- (2) 民間まちづくり推進主体（商工会議所、まちづくり会社、商店街等のエリアマネジメント団体）のまちづくり行政への参加機会の拡大、民間まちづくり活動の基盤強化（人材確保・育成、財政基盤強化）

2. 県内幹線道路網の整備促進および交通ネットワークの維持・充実

重点要望項目

(1) 西広島バイパス都心部延伸事業の早期全線供用

一般国道2号西広島バイパスは、広島市と廿日市市を結び、沿線地域の開発と経済の発展に大きく寄与する重要な広域幹線道路である。

特に、西広島バイパス都心部延伸事業は、廿日市市・大竹市・岩国市等の西部方面から広島市の都心部へ向かう交通の渋滞緩和や沿道環境の改善、さらには都市再生緊急整備地域に指定された「広島都心地域」への導入路となるものであることから、広島市の中枢性向上にも資する重要な事業である。

この事業は、平成15年に全体4.2kmのうち1.9kmが供用開始されたが、残りの2.3kmについては未整備となっている。

このため、西広島バイパスの庚午出口等では、現在も慢性的な渋滞が続いており、高架道路の延伸による渋滞緩和、所要時間の短縮が、物流の効率化、広域観光の促進、都心の活性化、公共交通機関の利便性向上等にもたらす効果は多大なものがあると期待されている。

また、西は山口県柳井市エリアから東は三原市エリアまでの24市町で構成する「広島広域都市圏協議会」においては、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」を掲げ、圏域内の交流・連携の一層の強化を図っているところであり、そのためには基盤となる西広島バイパス都心部延伸事業をはじめとする圏域内の広域幹線道路ネットワークの充実・強化が必要不可欠である。

こうしたことから、地元経済界と関係自治体が連携を図りながら延伸事業の早期全線供用に向け、官民一体となって取り組んでいるところである。さらに、沿道の地域団体から高架道路の早期全線開通の要望や、広島市議会で早期全線供用を求める決議がなされる等、本事業の早期整備への期待は高まっている。

こうした状況をご配慮いただき、令和2年度より事業が再開され、現在現地調査として測量や地質調査が順調に進んでいるとのことで、心から感謝申し上げる。

今後とも、地元経済界と関係自治体が総力を結集し、強固な連携のもと事業が円滑に進むよう取り組んでまいりたいので、国におかれては、西広島バイパス都心部延伸の早期完成に向け着実な事業進捗を図られるよう格別のご配慮を賜りたい。

(2) 一般国道2号福山道路の早期整備

備後圏域及びその近隣地域の市町は、高度成長期の時代より県境を越えた都市圏を形成し、日本経済を支える工業地域として共に成長してきた。経済的な結びつきのみならず、住民の日常生活など、文化・社会的にも関わりが深く、引き続き、広域的な連携を図りながら共に成長したいと考えている。

そうした中、備後圏域南部の東西幹線である一般国道2号では、福山市内中心部において、慢性的な交通渋滞が発生しており、圏域内に立地する企業の生産性低下を招いている。生産性の向上には、交通渋滞を解消し有効労働時間を増加させることが重要である。

圏域の一体的な経済発展と活性化に向けては、2021年（令和3年）3月に木原道路が開通し、2025年度（令和7年度）には玉島・笠岡道路、笠岡バイパスが開通予定であることから、引き続き、福山道路が早期整備されることが大変重要であると考えている。

については、圏域の連携を強め、さらなる経済発展と活性化のため、福山道路の事業中区間の早期開通、未事業化区間の早期事業化につき、道路予算の所要額の確保について特段のご配慮を賜りたい。

（3）広島空港へのアクセスの向上

山陽自動車道は、広島市等、県内主要都市から広島空港までの主要ルートの一つであり、空港利用者の多くが利用している。

しかしながら、広島空港までのアクセス時間は、山陽自動車道における事故や渋滞、気象等に大きく影響を受けており、同ルートの利用に不安を抱く者は少なくない。

本ルートの円滑な交通は、多くの空港利用者の利便を増進するとともに、空港利用者数の増大へとつながるものとする。

広島市等、県内主要都市から広島空港までのアクセス性向上に資する、山陽自動車道の円滑な交通について、必要な措置（山陽自動車道の多車線化、速度規制の緩和等）を講じられたい。

特に、再開発が進む広島駅周辺地区と広島空港を自動車専用道路で直結することで、高速性・定時性の確保につながる広島高速5号線をはじめ、広島空港へのアクセス向上に資する国道2号東広島・安芸バイパスおよび道照交差点立体化についての整備促進、並びに広島熊野道路と黒瀬IC間を結ぶ県道矢野安浦線の未整備区間の整備促進、広島空港と中国横断自動車道尾道松江線を連絡する広島中央フライトロードの整備促進、および広島高速2号線（東雲IC～仁保IC）・3号線（宇品IC～観音IC）における暫定2車線区間の4車線化の早期事業化、事故・渋滞発生時における道路利用者への速やかな情報提供（道路情報掲示板の拡充等）について特段のご配慮を賜りたい。

（4）長引くコロナ禍および原油価格高騰により打撃を受けている運輸業界への支援

運輸業界では、長引くコロナ禍と相まって、昨今の急激な原油価格高騰により、経営面で大変な打撃を受けている。

こうした中、特に公共交通機関は、生活に欠かせない社会インフラの一つとして、減便や一時的な休業という対応をとることが難しく、また、地域経済を下支えするという意味でも、維持・存続させていくことは極めて重要である。

よって、公共交通機関の事業継続のため、地方創生臨時交付金のさらなる拡充をはじめ、運賃収入の減少に対する支援、固定資産税・償却資産税や空港・港湾施設の使用料等の減免による経費負担の軽減、DXを活用した業務効率化に対する導入費用の支援等、特段のご配慮を賜りたい。

また、全国旅行支援や新たなGoToキャンペーンといった観光施策を実施するにあたり、公共交通を利用した旅行に対する割引の継続および拡充をお願いしたい。

今後も、公共交通機関を取り巻く環境は厳しさを増す一方であり、将来に向け、国の積極的な関与のもと、地方公共交通の維持・存続を見通すビジョンをぜひとも明確にし

ていただきたい。

加えて、2024年4月1日から「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」が適用されることによりドライバー不足の深刻化が懸念されるトラック業界をはじめ、地域の物流と人流を支える運輸業界は、いまだかつてない危機に直面し、今後は存続すら危ぶまれる中小企業が増加することも見込まれる状況にあり、燃料費負担軽減のための補助や、軽油引取税の減免といった支援の実施並びに拡充について早急に対応いただきたく、特段のご配慮を賜りたい。

3. 地方創生・地域資源活用

(1) テレワーク定着を好機とした地方のサテライトオフィス化等、三密回避にもつながる地方分散化の取組支援

(2) 地域資源や地域力の活用等を通じた新商品・サービスの開発から国内および海外への販路開拓・拡大までの一貫した支援の継続・拡大

①商工会議所等の支援機関が地域の小規模事業者等とともに実施する、海外展開や全国展開等に向けた新商品・サービスの開発・改良への支援の強化

V. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しし、地域活性化を促す税制の実現

1. 中小企業の設備投資等の挑戦支援

重点要望項目

(1) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業は、急激な為替変動による資源・原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、新たな成長投資を行う原資の確保が困難な経営環境に直面しており、設備投資を促す継続的な支援が不可欠な状況にある。このため、今年度末で期限切れを迎える中小企業経営強化税制は確実に延長すべきである。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

今年度末で期限切れを迎える中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素であり、中小企業にとって使い勝手が良く、例年約5万件も活用されている。規模を問わず多くの中小企業の設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制であることから、本税制は確実に延長すべきである。

(3) 中小法人の軽減税率は税率15%のまま確実に延長・恒久化

中小法人の800万円以下の所得について本則19%から15%へ引下げる軽減税率は、例年約90万社が活用する等、わが国中小企業の財務基盤を支える極めて重要な税制である。

このため、本措置は税率15%を維持した上で確実に延長すべきである。また、中小企業の安定的な利益確保は時期に関わらず永続的な課題であることから、本来的には時限的な措置に止まらず恒久化すべきである。

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止・軽減

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからず、また価格転嫁が困難である多くの中小企業は、収益が確保できず赤字計上を余儀なくされている。赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する事業者の投資意欲を削ぐものであり、また国際的に見ても稀な税制であることから、廃止すべきである。

なお現在、償却資産に係る固定資産税を最大でゼロにする特例措置が講じられているが、今年度末をもって廃止することが決定している。このため、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の継続や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。また現行の特例措置が継続される場合、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(5) 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置の継続

限られた原資の中で成長投資を行う中小企業にとって、再開発等に伴う地価の上昇によって生じる固定資産税負担の増大がビジネス変革に向けた挑戦の阻害要因となっている。

このため、令和4年度に講じられている商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置については、来年度も継続すべきである。

(6) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、過去に例のないほどの厄災と言えるコロナ禍で、大きな減収・減益を負い、大企業等に比べて回復が遅れている中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

(7) 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する税制上のインセンティブ付与

今後中小企業がビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠である。そのためにも、パートナーシップ構築宣言を普及し、実効性を確保していく意義は極めて大きい。

政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与することを検討すべきである。

2. 中小企業のデジタル化支援

重点要望項目

(1) デジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約64万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

このため、中小企業におけるデジタル投資促進の観点から、現行の対象資産の限度額（30万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300万円）の引上げを行った上で同特例を恒久化すべきである。

(2) 中小企業のデジタル化促進に向けた税制措置の創設

中小企業が行うことができるデジタル化投資としては、クラウドシステムの利用やRPAの導入等が多いが、それらは一般的には全額損金算入可能なものであり、現在の中小企業投資促進税制等の対象とならないものが多い。

中小企業におけるデジタル投資促進の観点から、中小企業が行うデジタル化投資の全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除できるといった税制措置を創設すべきである。

3. 中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援

重点要望項目

(1) 中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除措置の創設等

令和4年度税制改正にて大幅に拡充された中小企業向け賃上げ促進税制については、依然としてコロナ禍の影響から脱せず、赤字であっても賃上げに踏み切る企業が税制の恩恵を受けられていない。

こうした状況を踏まえ、業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業を拡大するため、同税制において、繰越控除措置を創設すべきである。加えて、給与等支給総額および教育訓練費に係る要件についても緩和すべきである。

(2) リカレント教育・リスキリングを後押しする税制措置の創設

企業が従業員に対し新しいスキルを身に付けてもらう「リカレント教育」や、仕事で求められる能力・資質の向上のみならず、従業員が自身のキャリア形成に資するスキルを身に付ける「リスキリング」が注目されている。

これらは、産業人材の育成や、個々人のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資するものであることから、以下に掲げる措置を講じ、拡大を図るべきである。

①企業が従業員の学位取得等に対し支給する費用の非課税化

企業が従業員に学費支給を行う場合、職務上直接必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用についても非課税とすべきである。

②給与所得者の特定支出控除に係る適用基準の緩和

従業員の自発的な学び直しを後押しするため、従業員が自ら取り組む社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用を給与所得者の特定支出控除の対象とすべきである。

③求職・失業者に対する所得控除制度の創設

求職・失業者の就職後の給与に係る課税所得から学び直しに係る費用を複数年度にわたり繰越控除できる制度を創設すべきである。

(3) 中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設

中小企業を巡る経営環境が急激に変化している中、中小企業にとってはビジネス変革やデジタル対応等によって収益力の拡大や生産性向上を図ることが極めて重要であり、こうしたスキルを有する人材を育てる意義・ニーズがますます高まっている。

こうした観点から、中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する研修・教育に対して税制上のインセンティブ措置を創設し、この動きを加速させるべきである。

4. 創業の促進

重点要望項目

(1) 創業後5年間の法人税の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。このため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

(2) 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

5. 消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応

(1) 政府による十分な「検証」の実施

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、2023年10月の導入が法律上予定されているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約500万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、

仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。

また、こうした状況を踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）」にて、2019 年 10 月の軽減税率制度導入後 3 年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を「検証」し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響もありこの 2 年半の間、十分な「検証」は行われていない。

したがって、まず政府は、免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性や、現行の「区分記載請求書等保存方式」でどういった問題があるのか等を含め、「検証」を徹底的に行うべきである。

（２）政府による事業者への普及・周知の徹底

インボイス制度について事業者の理解を進めるためには、政府が責任を持って、業界団体、士業団体等の協力を得つつ、インボイス制度および消費税制度自体の普及・周知を主体的・積極的に行う必要がある。

特に、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS 等を活用した政府広報を徹底的に行うべきである。

重点要望項目

（３）免税点制度の創設趣旨を踏まえた、インボイス制度導入の影響最小化策の実行

インボイス制度は、全ての事業者に事務負担やコスト負担を負わせるだけでなく、消費税制度自体を理解していない免税事業者が多い（全事業者の 6 割超）ことや、白色申告で帳簿をつけていない個人事業者が多い（個人事業者全体の 4 割）ことを踏まえると、制度導入後に大混乱が生じることは避けられない。免税点制度は小規模事業者の納税事務負担と徴税負担への配慮と費用対効果の観点から創設された制度であるが、まずはこうした制度の創設趣旨を踏まえた上で、インボイス制度導入に伴う影響を最小化するきめ細やかな制度改正や支援策を十分かつ丁寧に検討し、実行すべきである。

①免税事業者が課税転換できなかった場合の取引排除懸念の解消

- ・発注先の免税事業者が課税転換することによる税負担や事務負担に耐えられないために課税転換しなかった場合、発注元の税負担が増える。このため、発注元が別の発注先に切り替えるといった、免税事業者の取引排除が起こる可能性がある。地域を支える中小・小規模事業者の売上・利益の減少と、それによる倒産・廃業が増加する懸念を解消するため、免税事業者からの仕入については 100%控除を認めるべき

②免税事業者が課税転換した場合の税務申告手続き等に係る負担の軽減

- ・現行の消費税の申告書は、元々免税事業者であった層が自ら作成できる内容とはいえないことから、誰でも簡単に作成できるようなレベルまで徹底的に簡素化すべき
- ・所得税の確定申告に倣って、スマートフォンやタブレットで申告書を作成できるサ

イト（申告書作成コーナー）を公開すべき

- ・免税事業者が課税転換した場合は、届出不要で原則、簡易課税制度の適用とするとともに、事後的に本則課税に変更することを事前届出なしで認めるべき
- ・取引金額が3万円未満の取引について、帳簿の保存のみでの仕入税額控除の対象とすべき
- ・簡易インボイスを発行できる対象を拡大すべき（小規模事業者は業種に限らず発行できる等）
- ・青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充等、デジタル化に向けた大胆なインセンティブを講じるべき
- ・クラウド会計ソフトの利用に対する財政支援措置を拡充すべき

③免税事業者が課税転換して価格転嫁できなかった場合の税負担の軽減

- ・取引関係において立場の弱い免税事業者が、課税転換したものの増税分を価格に転嫁できなかった場合、新たに税負担が発生する。こうした税負担の軽減に向け、取引関係の改善や売上向上等に向けた支援策を講じるべき

（４）適格請求書等保存法方式における特例措置（適格請求書の交付義務免除）による不公平感の解消

消費税インボイス制度は、適格請求書の交付が困難な取引においては特例措置が講じられているが、こうした特例措置により、他の事業者との不公平感が生じないように、徹底した制度の検証を行うべきである。

（例：農協特例により、量販店、スーパー、観光施設等と生産者との取引価格に影響を及ぼすことが想定される）

（５）検証結果や中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえた制度導入時期の延期

上記「検証」の結果やコロナ禍の影響、物価高騰等の影響を受ける中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえた上で、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は、制度の導入時期を延期すべきである。また延期している間、バックオフィス業務のデジタル化と生産性向上に向けた支援策を大胆に講じるべきである。

6. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制への反対

（１）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持・創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。労働分配率が約8割、損益分岐点比率が約9割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人173万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

(2) 中小企業への留保金課税の適用拡大には断固反対

中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金を中心であり、設備投資資金の調達や緊急の運転資金不足に対応するため日頃より自己資本を充実しておく必要がある。さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税であることから、留保金課税は廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対する。

(3) 「経済と環境の両立」の観点から具体的・現実的なカーボンプライシングの議論を

カーボンプライシングについては、「経済と環境の両立」という大前提のもと、地域経済や中小企業の経営実態を踏まえ、各産業・企業におけるカーボンニュートラルに向けた代替手段・技術の有無や国際競争上のイコルフッティング等にも十分配慮の上、「成長に資する」という観点から具体的かつ現実的な議論を進める必要がある。

検討に当たっては、①課税による企業や国民の行動変容がもたらす温室効果ガス排出削減効果と、②税収の活用によるカーボンニュートラル関連分野におけるイノベーション創出への貢献の2つの視点が重要であり、地域経済を支える中小企業の負担増につながり、成長を阻害するようなカーボンプライシングの導入には反対である。

7. 地方創生と内需拡大を後押しする税制

(1) 地方拠点強化税制の拡充

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク等の多様な働き方が定着しつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加すべきである。

(2) 複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

産業全体の成長・競争力強化、さらには「2050年カーボンニュートラル（CN）」の実現やCASEの進展が社会にもたらす効果を見据え、自動車関係諸税の中長期のあるべき姿について、自動車の枠にとどまらない国民的議論・検討を進めるべきである。

その際、複雑な自動車関係諸税を簡素化するとともに、過重な負担を軽減し、CO₂排出削減に貢献する制度を目指すべきである。そのための第一歩として、令和5年度税制改正においては、以下を実現すべきである。

- ・自動車重量税のエコカー減税の延長・拡充
- ・自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・拡充
- ・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止
- ・自動車税の月割課税（取得時）の廃止
- ・充電／充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充

(3) 地域公益に資する事業を実施する商工会議所等への寄附等の全額損金算入の実現

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国515商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。また、コロナ禍においては、行政からの要請を受け、中小企業等を対象に各地域で感染防止と社会経済活動の両立に向けたワクチンの共同接種を実施してきた。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいては、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即した復旧・復興に極めて効果的に活用されている。新しい資本主義の実現に向けて、公的役割を目的とする新たな法人形態（ベネフィットコーポレーション）が議論されているが、今後も大規模な災害や感染症の発生が予測される中で、商工会議所法に「社会一般の福祉の増進」を活動目的として設立されている商工会議所が実施する地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金は、全額損金算入とすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業等新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

以 上

令和4年11月8日

広島県商工会議所連合会

広島商工会議所	会頭	池田晃治
尾道商工会議所	会頭	福井弘
呉商工会議所	会頭	若本祐昭
福山商工会議所	会頭	小丸成洋
三原商工会議所	会頭	森光孝雅
府中商工会議所	会頭	北川祐治
三次商工会議所	会頭	佐藤明寛
庄原商工会議所	会頭	佐々木満
大竹商工会議所	会頭	谷岡茂
竹原商工会議所	会頭	山本静司
因島商工会議所	会頭	村上祐司
東広島商工会議所	会頭	木原和由
廿日市商工会議所	会頭	澁谷憲和

【事務局】

広島県商工会議所連合会

〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44

(広島商工会議所 総務企画部内 担当：西本、宇江)

電 話 (082) 222-6610

FAX (082) 222-6664